

## 買受人の資格及びその他の公売の条件

買受人の制限	<p>次に該当する方は買受人になることができません。</p> <p>(1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する者。</p> <p>(2) 公売保証金を納付しない者。</p> <p>(3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等並びに暴力団員等と密接な関係を有する者。</p> <p>(4) その他公売公告の条件に違反した者。</p>
参加申込	公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
公売保証金	公売保証金の納付は、入札者（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード、銀行振込、現金持参、郵便為替、現金書留による送付に限ります。 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
入札書の制限	一度行った入札は、変更又は取り消しはできません。
最高価申込者の決定	<p>見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。</p> <p>なお、最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションの会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。</p>
追加入札	最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちにそれらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
次順位買受申込者の決	入札による公売については、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。なお、次順位買受申込者決定時においては、KSI官公庁オークションの会員識別番号を次順位買受申込者氏名とみなします。
売却決定の取消	<p>買受人が買受代金を納付する時までに滞納者が滞納金額を完納したとき、又は、買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他公売代金納付後でも公売処分を取消すべき事由があるときは、売却決定を取消します。</p> <p>なお、買受代金を納付期限までに納付しない場合には、公売保証金は袖ヶ浦市役所に帰属します。</p>
公売財産の権利移転	公売財産の取得期間は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得た時になります。また引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
契約不適合責任	市は公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
権利移転に伴う費用	公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。
公売保証金の帰属	買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の提供（納付）した公売保証金は、その公売に係る地方税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。
その他の	<p>売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことが明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。</p> <p>入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら保証しません。</p> <p>公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンスの期間を除きます。</p>